



その選出された人 違反ですよ？

《労働基準法施行規則 第6条の2の2》

法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出された者でないこと。

もちろん「監督又は管理」の地位にある者（副長など）でもないこと！

職場の「過半数代表者」は、使用者との協定等を行う役目であり、極めて“労働者”を代表する立場でなくてはなりません。当然、その選出手続きについても、公平・公正でなくてはなりません。

会社（使用者）が指名または推薦する者、あるいは会社の意を汲む者など、使用者が介入して候補をたてることは法律に違反し禁じられています。

一方、「親睦のため」と言いながら人を選んで会員を募る“●友会”という非合法団体がありますが、そこでも色々あるみたいで…。

- ▷今回〇〇営統セからは〇〇駅の△△さんが出るから、**お前はダメ！**
- ▷今回、△△さんと□□さん（組合員）が出ます。良～く考えて投票して下さい。（と威圧）
- ▷（立候補しようとした社員に対して）今回は△△さんの応援にまわって下さい。

…開票後…

- ▷これだけ●友会会員がいるのに、**何で勝てないんだ！！**
- ▷□□（組合員）に投票した奴…**見つけて飛ばしてやる！**（≡異動）

これらは、昨年までのある職場における●友会幹事や現場長などの管理者の発言です。

こんな言動が聞かれるということは、表向きは選挙で「選出」された過半数代表者はむしろ「使用者の意向」が全面に出てると思いませんか？

**あれ？これって？…その違和感、正常です！
法令遵守できる会社を共につくりましょう！**